

養老町元職員に係る官製談合防止法違反等
の事件に関する調査報告書

令和5年3月

養老町職員の不祥事に係る第三者委員会

目 次

はじめに	1
I 第三者委員会	2
1 組織構成	2
2 開催状況	2
II 事件の概要及び経緯	3
1 事件の概要	3
2 事件発覚後の経過及び町の対応	4
3 事件に至る経緯及び背景事情	5
III 原因及び課題の分析	7
1 職員アンケート	7
2 職員アンケートの追加調査	14
3 企業アンケート調査	16
4 事件関係者への聞き取り調査	18
IV 既に実施されている対策や取り組み	20
1 コンプライアンス研修等の開催	20
2 予定価格の事前公表の導入	20
V 再発防止策について	20
1 課題のまとめ	20
2 再発防止策の提言	22

はじめに

令和4年5月11日、養老町元職員が、養老町発注の解体工事の入札において、特定の業者へ入札に関係する予定価格を漏えいしたとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されるという事件が発生し、行政に対し、町民の信頼は大きく損なわれました。

今回の事件を受け、町民の信頼を早急に回復するため、第三者の中立公平な立場から事件の原因や背景などの調査・検証を進め、未然に防ぐ対策を検討し、その提言を行うべく、令和4年5月に養老町職員の不祥事に係る第三者委員会が設置されました。

当委員会では令和4年8月9日に第1回目を開催して以降令和5年2月7日までに計4回にわたり、事件の背景、現行制度の問題点などを調査検証し、再発防止策について議論を重ねてきました。

その結果、各委員から出てきた意見を本書にとりまとめましたので、ここに報告します。

今後は、この調査報告書に基づき再発防止策への取り組みを進め、二度とこのような不祥事を起こすことのないよう努め、町民からの負託と信頼に応えるべく町政を推進されまことを強く求めます。

令和5年3月14日

養老町職員の不祥事に係る第三者委員会

鈴木 亮
坂本 一也
茂木 七香
鹿島 清一郎

I 第三者委員会

1 組織構成

委員長	： 鈴木 亮	垂井町法律事務所	弁護士
副委員長	： 坂本 一也	岐阜大学	教授
委員	： 茂木 七香	大垣女子短期大学	教授
委員	： 中野 恒明	(株)大垣共立銀行	養老支店長 (～R4.10)
委員	： 鹿島 清一郎	(株)大垣共立銀行	養老支店長 (R4.11～)

2 開催状況

第1回：令和4年8月9日（火）

- ・委嘱状交付、委員長の互選
- ・第三者委員会設置の趣旨・目的について
- ・事件の概要について
(事件に至る経過、逮捕以降の町の対応について説明)
- ・職員の意識調査結果について
- ・今後の委員会の進め方について

第2回：令和4年11月1日（火）

- ・前回の協議事項の審議
- ・再発防止策の検討（過去の入札結果の確認）
- ・今後の委員会の進め方について

第3回：令和4年12月6日（火）

- ・事件の原因分析について
- ・事件関係者に対する聞き取りについて
- ・業者アンケート結果について
- ・再発防止策の検討（入札制度の検討、官製談合防止に向けた対策について）
- ・答申（案）のとりまとめに向けたこれまでの意見集約
- ・今後の委員会の進め方について

第4回：令和5年2月7日（火）

- ・再発防止に係る答申（案）のとりまとめ及び確認について
- ・その他について

II 事件の概要及び経緯

1 事件の概要

(1) 事件の概要

養老町元職員が、町発注の解体工事の入札を巡り、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下、「官製談合防止法」という。）違反及び公契約関係競売入札妨害の罪で逮捕、起訴され、有罪判決を受けたものである。

養老町が令和2年4月22日に執行した養北こども園西園舎解体工事の指名競争入札に関し、当時、産業建設部建設課主幹であった職員（以下、「元職員」という。）は、同年4月6日ごろ、本件事件に係る町内建設会社（以下、「本件業者」という。）社員から同入札の秘密事項である同工事の設計金額を教えてほしい旨の依頼を受けて、当時上司が保管していた資料で工事の設計金額を確認し、本件業者社員に対し、アプリケーションソフトLINEを介して同入札に関する予定価格と同額である設計金額2,685万円（税抜き）を教示した。本件業者の社員は、その情報をもとに、同年4月21日に教示された予定価格に近接した金額である2,660万円で電子入札システムにより入札を行い、同年4月22日に同工事を落札した。

(2) 逮捕、起訴の対象となった入札案件

工事名：養総工第1号 養北こども園西園舎解体工事

工事担当課：産業建設部建設課

開札日：令和2年4月22日

落札者：本件業者

入札方法：指名競争入札

予定価格（税抜き）：26,850,000円

落札価格（税抜き）：26,600,000円

(3) 判決

元職員

官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害罪

懲役1年6か月、執行猶予3年の判決

本件業者の社員

公契約関係競売入札妨害罪

懲役1年、執行猶予3年の判決

2 事件発覚後の経過及び町の対応

年 月 日	内 容
令和4年5月11日	官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害容疑で養老町元職員が逮捕 緊急記者会見（対応者：総務部長、産業建設部長、総務課長）
令和4年5月12日	臨時課長会議の開催 町長が職員に訓示 警察による関係職員への聞き取り調査開始
令和4年5月13日	養老町職員の不祥事に係る第三者委員会設置
令和4年5月19日	本件業者を指名停止（9か月）
令和4年5月31日	岐阜地方検察庁が元職員を起訴
令和4年6月24日	令和4年第2回養老町議会定例会において、町長・副町長給与減額の可決
令和4年7月13日	第1回公判（元職員、本件業者の社員）結審 元職員、懲役1年6か月を求刑 本件業者の社員、懲役1年を求刑
令和4年7月22日～28日	全職員を対象に談合に関する意識調査を実施
令和4年7月29日	官製談合防止法等研修会を実施 参加者：課長補佐、係長、係長心得 69名
令和4年8月4日	第2回公判（元職員、本件業者の社員） 元職員、懲役1年6か月、執行猶予3年の判決 本件業者の社員、懲役1年、執行猶予3年の判決
令和4年8月9日	第1回養老町職員の不祥事に係る第三者委員会
令和4年8月9日・10日	コンプライアンス研修（公益財団法人岐阜県市町村振興協会市町村研修センター主催）に職員が参加 参加者：主査 9名
令和4年8月23日	コンプライアンス研修会を実施 参加者：管理職 40名
令和4年11月1日	第2回養老町職員の不祥事に係る第三者委員会
令和4年12月6日	第3回養老町職員の不祥事に係る第三者委員会
令和5年2月7日	第4回養老町職員の不祥事に係る第三者委員会

3 事件に至る経緯及び背景事情

裁判での供述や事件の実態調査、新聞報道等によれば、事件に至る経緯及び背景事情については、以下のように整理できる。

(1) 元職員と本件業者の社員との関係性

本件業者の営業担当であった社員は、約10年前から養老町役場に出入りしていたことから元職員と知り合い、町発注工事の入札に際し、入札前に本件業者が作成した積算仕様書を元職員に見せ、積算のヒントを教えてもらうことを重ねるうちに親しくなっていた。

また、本件業者は、養老町内の建設業を営む事業者で構成された団体を取り仕切っていた。町では、大規模な地震や風水害などの災害時に必要な応急対策を迅速かつ円滑に実施することを目的に、この団体と災害時における協定を締結し、災害が予測されるときは、協力を要請していた。要請するときは、元職員から本件業者の窓口である社員に直接連絡し、やりとりを行っていたことも親しい関係になる要因の一つとなった。

元職員は、困難な案件で、ほかの業者がやりたがらないような緊急修繕工事などを本件業者に施工してもらっていたことから、本件業者の社員に恩義を感じるようになっていった。

プライベートでの付き合いはないと供述している。

(2) 予定価格を教えるに至った経緯

元職員は、最初はぴったりの金額は教えず、本件業者の社員が示した積算金額に対して高い安いなどのヒントを教えるところから始まった。平成29年頃から、本件業者の社員から依頼を受け、本件業者が落札を狙う工事の予定価格を教えるようになった。

本件業者の社員は、最初は紙に書いて金額などを尋ねていたが、途中からLINEでやりとりして尋ねるようになった。

本件業者の社員と元職員は、何回も何回も細かく工事のヒントを聞いたり、それに答えていく中でだんだん仲良くなり、予定価格ぴったりの金額を教えるようになった。

元職員は仕事でお世話になっていた本件業者の社員に恩義を感じたこともあり、その要望に応じていた。本件業者の社員は元職員の優しさから甘えるようになっていった。

両者の信頼関係が深まるにつれ、工事の内容のヒントにとどまらず、最終的にぴったり金額を教えるまでに至った。

本件業者の社員から、元職員に対して謝礼など経済的利益を与えたことは一切ないと供述している。

(3) 常習性について

元職員は、平成29年頃から本件業者の社員から依頼を受けて本件業者が落札を狙う工事の予定価格を教えるようになった。具体的な金額を教えたのは年4、5件。通算していくと二桁に及ぶと推認される。

平成29年頃から両者は本件犯行と同様の行為を繰り返しており、両者には常習性が顕著に認められる。

(4) 町への影響

本件業者の社員は、元職員から教示された金額に対して土木舗装工事は97%から98%程度の金額で入札価格を決めていた。今回の解体工事については、教示された予定価格に対し、97%、98%の金額で工事を施工するのは厳しかったため、教示された金額から99%程度の金額で入札価格を設定した。

本件業者の社員は、通常は会社で積算された工事価格から3%、4%程度差し引いた金額を会社の入札価格として、入札を行っていた。教示されていない状況で、予定価格の99%で落札することは、ほぼあり得ないとも供述している。

今回の解体工事に関して元職員からの価格の教示がなければ、予定価格からかなり開きが出たろうし金額が高かったら落札しない場合もありえた。

本件工事は予定価格の漏えい（談合）も相まって99.07%という極めて高い落札率で本件業者が落札しており、公平に入札を行った場合と比較して、町に損額を与えたと言える。

本件以外にも平成29年頃から年4、5件、通算二桁に及ぶ回数設計金額の教示があったと供述しており、トータルしても町に相当額の損害が生じている可能性がある。

(5) 情状酌量

元職員は、本件業者の社員には仕事で今までお世話になったということもあり、今後も仕事をうまく回したいとの思いから、本件業者の要望に応じてしまった。仕事がうまく回ることは町全体の利益に繋がると考えており、自身の評価を上げたいという目的ではなく、町のためになるからという理由でに応じてしまった。

元職員は罪を素直に認め、町民や関係各所に多大な迷惑をかけたと深く反省をしている。既に職場を自主退職しており社会的制裁を一定程度は受けている。前科前歴はなく、今回事件で自ら犯した罪の重さを自覚し、今後は犯罪を繰り返さないことを約束している。

III 原因及び課題の分析

再発防止策を検討するにあたり、今回の事案の発生に至った原因及び課題の整理を行うことが必要であると考えたため、以下のことを実施し、原因及び課題の分析を行った。

1 職員アンケート

「官製談合や、現在の職場環境等の意識調査」を、全職員を対象に以下のとおり実施した。

○実施概要

・実施期間

令和4年7月22日（金）～7月28日（木）

・調査方法

アンケートフォームによるオンラインでの回答（記名方式）

・対象者数

全職員（会計年度任用職員を除く）271名

・回答者数

254名（回答率 94%）

育児休業や病気休暇（新型コロナウイルス感染症に伴う休暇も含む）など、やむを得ない理由により未回答の者 17名

○アンケート結果

1) 談合に自らが関与したことがありますか

・はい・・・0名 ・いいえ・・・254名

2) 談合に関わるよう誘いを受けたことがありますか

・はい・・・1名 ・いいえ・・・253名

※「はい」と答えた職員1名に対して、後日、追加調査を実施

3) 他の職員や業者で談合の話を聞いたことがありますか

・はい・・・0名 ・いいえ・・・254名

4) 入札に関する基本事項の把握状況について

官製談合防止法に違反する事項として、公務員がしてはいけないことを記入してください。（自由記述）

主な回答は以下のとおり

■発注に係る秘密情報の漏えい … 226名

・予定価格や最低制限価格、指名した業者名など「入札に関する情報」を外部に漏らす。

・ 予定価格など秘密情報を誰もが見られる状態にしている。

■ 談合の明示的な指示 … 71名

- ・ 年間の落札予定者の割り振りをを行い、その割り振りを業者側に伝える。
- ・ 業者に談合を行うよう指示をする。

■ 受注者に関する意向の表明 … 28名

- ・ 「今回はあなたの会社に受注してもらいたい」などと受注の希望を伝える。

■ 特定の談合のほう助 … 24名

- ・ 業者側から提示された業者で指名競争入札を行う。
- ・ 入札で特定の業者が指名されるよう他の業者へ働きかけることや、有利になるよう便宜を図る。
- ・ 工事の分割発注を実施するなど発注方法を変更し、談合をほう助する。

■ その他（利益供与など）

- ・ 入札に係る業者から利益供与を受ける、又は利益供与を疑われる行動。
- ・ 利益関係者との金銭・物品等のやり取り。その他、特別な便宜を図る。
- ・ 業者との個人的な付き合い。

< 考 察 >

「発注に係る秘密情報の漏えい」について回答する職員の割合が高く、次に談合の明示的な指示」、「受注者に関する意向の表明」、「特定の談合のほう助」に関する事項が挙げられていた。

回答状況から、多くの職員は秘密情報を漏えいすることが官製談合に繋がるとは概ね理解しているものの、その秘密情報を具体的に記述している回答が少なく、何が秘密情報に該当するのか、何が官製談合防止法の不正行為になるのかを正しく理解していない可能性があるかと推測される。

その場合、自分の意に反し、不正行為を行ってしまいかねないことから、誰もが理解できるよう入札制度のガイドラインを明確に示すことが必要である。

また、他団体の官製談合を題材とした研修の実施など、当事者意識の醸成を図る取り組みを行っていく必要がある。

5) 町と関係のある業者との飲み会、ゴルフ等に参加したことがありますか

- ・ はい・・・6名
- ・ いいえ・・・248名

※ 「はい」と答えた職員6名に対して、後日、追加調査を実施

6) 職場環境の現状について

書類やデータの保管状況の現状、課題、職員の相談、連絡体制の現状について記入してください。（自由記述）

主な回答は以下のとおり

【書類保管に関すること】

■現在、実践していること

- ・秘匿性の高い書類（戸籍や個人番号など個人情報が含まれる書類、契約関係書類など）や鍵、通帳などは金庫や施錠できる書庫等に保管。
- ・入札に関する契約書類は、決裁後は施錠できる書庫等に入札完了まで保管。
- ・重要書類は一旦片付けて、離席する。
- ・書庫等の鍵の保管場所は、担当と上席のみが把握。
- ・窓口から見える場所には個人情報が含まれる書類を置かない。職員以外の目に触れない場所に保管。
- ・個人情報が含まれる書類は外部へ持出を禁止している。
- ・帰庁する際は机には何もない状態にしている。
- ・関係課へ書類を貸し出す際は、貸出簿に所属、氏名、物件名を記録し管理。

■書類保管の課題

- ・重要な書類であっても机上に置きっぱなし。
- ・離席している職員の机上に書類が積まれている。
- ・机周りに書類やファイルを置いた状態で保管している職員がいる。
- ・書類の多くが施錠できる書庫等に保管していないため、同じ部署であれば担当者以外でも見ることが可能な状態である。
- ・退庁後、書類が机上に散乱している職員が見受けられる。
- ・何がどこに保管してあるか分からず、廃棄対象と思われるものまで保管されている。整理整頓されていない。
- ・書類の重要度によって管理されていない。重要な書類であっても担当者以外でも確認できる状態。
- ・保管方法が各部署や個人の判断に委ねられている部分があり、統一的な対応がされていない。
- ・各課の担当者で管理のため、外部に漏らそうと思えば簡単に漏れてしまう。
- ・保管できる場所がない。個人情報に記載された書類は、原則、施錠できる書庫等に保管をしているが、業務やスペースなどの都合上全てを保管できていない。
- ・紙ベースの書類が多いが、優先順位に基づいた保管体制になっていない。
- ・紙媒体での情報保存が多いと感じるため、データ保存を主にすべき。

【情報管理に関すること】

この点については、アンケートで「現在実践していること」に関する回答内容が抽象的でわかりにくかったため、事務局を通じ、情報管理担当課である企画財政課に情報セキュリティに対し取り組んでいる内容を確認した。

■対策内容

- ・個人が利用する業務PCにログインするには、その職員のID、PASSの入力が必要となる。本人以外が利用する場合はそのPC内に蓄積された情報は表示されないように設定。
- ・所属部署ごとに重要な情報（データ）の保存・編集ができるファイルサーバがあり、他の部署のフォルダは閲覧できないようにアクセス権を設定。
- ・工事の積算などに利用する積算システムについても、工事価格など重要な情報が含まれるため、利用する場合は設計者ごとにID、PASSを設定し、利用制限を行い、設計者以外は積算情報が確認できないようにしている。
- ・住民記録システム等基幹系システムについては、PC起動時に自分のID、PASSの入力に加え、指の静脈による生体認証を行っている。そのPASSについても180日ごとに変更が必要である。
- ・PCの勝手な持ち出しを防ぐため、ワイヤロックをかけている。ワイヤロックの鍵は、所属長が別の施錠できる書庫等に入れて保管しているため、持ち出す場合は、所属長に許可を得てから、開錠し、持ち出さなければならない。
- ・業務PCは、ウイルス対策などのため、ウイルス対策ソフトを常時作動させるとともに、悪質サイトへの接続できないようにフィルターをかける制限も行っている。
- ・USBメモリー等外付けメモリーを利用するには、事前に企画財政課に業務目的で利用する旨を申請し、許可を得なければならない。許可されていないものはPCに接続できないように制限をかけている。
- ・職員が操作した内容の履歴が取れるように監視システムを作動している。

【職場環境・連絡体制に関すること】

■現状の連絡体制

- ・所属長は、設計者及び契約担当者とその上席者に対し、定期的に設計書等の管理を徹底するよう指示をしている。
- ・気づいたこと、その日あったことなどを、メモなどでこまめに残し、その都度上司に報告するなど情報を共有し、何かあった時に対応できるよう心がけている。
- ・職員の連絡体制、相談は各課の申し送りで漏れがないように実施している。
- ・どんな些細なことでも、困ったときや問題が発生したときには1人で判断や解決しようとせず、周りに相談するようにしている。重大な問題が発生した際は、係長を経由して、最終的に所属長に連絡し、指示を仰いでいる。
- ・毎日の朝礼や課全体及び係だけの業務打合せを行うことで連携を図り、課全体で入札談合の防止に努めている。
- ・事案ごとに情報を共有する職員の範囲を決めている。

- ・相談・連絡体制は整っており、いつでも対応できる状況にあると感じる。判断に迷う場合でも、職場内で相談しやすい環境である。
- ・入札や契約に関する内容で不明な点があった場合は、課内で係長や契約担当者に相談している。
- ・悩みなど気軽に相談ができ、ハラスメントのない「風通しの良い職場」づくりを努めている。
- ・定期的なジョブローテーションにより、不正のリスクを軽減している。
- ・官製談合防止法等について課内で話し合い、コンプライアンス意識を醸成。

■問題点

- ・上司と部下との意思疎通が十分図られていない場合がある。
- ・外部に情報流出をさせない職場環境づくりに努めているが、十分な体制ではない。
- ・個人で業務を抱え込む職員がいる。
- ・若手技術職員が直接、先輩技術職員から設計図書の作成の仕方を教わる機会が減り、技術の伝承に支障がある。
- ・業務全般において、慣例を上司・先輩から教わるケースが多く、携わる業務に関する知識を吸収する研修などの機会があると良い。
- ・担当が変わらない、課を異動しない、またすぐに前にいた課に戻るなど、同じ部署に長期間配属された職員がいる。同じ業務を長期間担当すると、担当者任せの業務となり、情報共有を図ることが難しい。
- ・官製談合についての知識を得るための研修が必要。

【業務状況に関すること】

■現在、実践していること

- ・工事施工等に関する書類は担当、担当係長、所属長のみが確認し、情報漏えいの防止に努めている。
- ・工事設計書、予定価格等、入札に係る秘密情報が含まれる起案は、必要最小限の職員で回議し、書類を適正に保管している。
- ・誰かの机の上で長時間放置されないように決裁文書は手渡しすることを心掛けている。
- ・業者との打合せスペースの確保や、部外者の執務室内立入禁止を徹底することで、不正のリスクを軽減し町民から疑念を受けない環境づくりを検討している。

■問題点

- ・発注・契約業務について明確な研修がなく、過去の書類を参考にしたり、上席に相談して対応しているが、適切に事務を行っているかわからない。
- ・競争入札で、毎年のように委託業者が変わり、業務に関する引継ぎ作業が増

え、負担が大きい。

- ・入札事務に係る情報漏えいリスクに課題がある。
- ・紙文書での決裁の仕方では、物理上人の目に触れる機会や紛失などのリスクが少なからずあり、手続方法の変更なども含め検討が必要だと思われる。
- ・書類やデータは適正に管理されているが、関係者以外の課内への入室が容易であり、情報流出の危険がある。

<考 察>

【書類の管理体制の課題に対する改善検討】

部署ごとで個人情報等が含まれる書類など秘匿性の高い書類については、施錠のできるロッカーや机の引出しなどで管理していると回答があり、管理体制はある程度整っている一方、重要な情報を取り扱っていることに対する意識の低さ（コンプライアンス意識の低さ）や、保管場所の確保などの課題がある。また、町では、公文書の取り扱いについて定めた「養老町公文書規程」があるが、その内容が職員に浸透していないことも課題であることから、以下のように改善を検討する必要がある。

- (1) 離席時に決裁文書など重要書類を机の上に放置
→ 決裁文書など重要な書類については、直接手渡しを基本とし、勝手に置くことのないよう徹底を図る。
- (2) 個人が管理する書類が、施錠のできる書庫等に保管されていないこと
→ 以前からの保管体制の方針を徹底し、秘匿性の高い重要書類は施錠のできるロッカー等に保管する体制を整える。
- (3) 各部署で保管する書類の管理体制について
→ 前述(2)と同様に、以前からの保管体制の方針を徹底し、部署ごとに保管する秘匿性の高い重要書類の保管場所は施錠できる書庫等とすることを徹底する。
- (4) 職員からの秘密の漏えいを防ぐ措置
→ 公務員倫理、コンプライアンスの徹底を図るため、Eラーニングなどの研修を取り入れ、研修の成果を確認できるような実践的な研修を実施する。
- (5) 書類保管に関する基準の明文化（養老町公文書規程の改正）
→ 現行の養老町公文書規程では、書類管理について「秘匿性の高い重要書類の取り扱い」に関する指針が示されているが、保管方法は示されていないため、書類の保管方法も明確に示すこと。
- (6) 収納場所の確保について
→ 養老町公文書規程に基づいた書類の保管体制を徹底し、保管年数が経過した書類は適切な時期に廃棄し、書類保管場所の確保を行うこと。
また、公文書管理のデジタル化推進を図ること。

【情報管理体制の課題に対する改善検討】

情報管理については、概ね体制が整っていると思われるが、職員個々の意識の問題や、保管場所の確保など組織としての課題があり、以下のように改善を検討する必要がある。

- (1) 自席のPCで作業中の画面を開いたままの状態での長時間の離席
→ 一定時間、PC操作がない場合に画面表示を見ることができないような設定をする。モラルの欠如が、情報セキュリティに対する認識を甘くすると考えられるため、職員の公務員倫理、コンプライアンスの徹底を図る必要がある。そのためには、Eラーニングなどの学んだ成果を確認できるような実践的な研修を実施し、職員の意識改革を行う必要がある。
- (2) データの保管場所の確保
→ 前述の書類の収納場所の確保と同様に、「公文書管理のデジタル化推進」を図ったうえで、データに関しても養老町公文書規程に基づいた書類同様の保管体制を徹底し、保管年数が経過したデータは適切な時期に削除し、データ保管場所の確保を行う。

【職場環境の課題に対する改善検討】

職場でのコミュニケーション不足などの理由により、情報共有や連携が図ることができていないことを問題点としてとらえている職員が多く、以下のように改善を検討する必要がある。

- (1) 報告、連絡、相談を徹底し、困ったことがあれば同僚や上司にすぐに伝えられるよう、日頃から職員間のコミュニケーションの改善を図り、「風通しのよい職場づくり」に努める。
- (2) 担当者にしか分からない状況をなくすよう課内での情報共有を徹底する。
- (3) 担当者のみが業者と深く関わり過ぎると、不祥事に発展しやすい状況となるため、課員の連絡体制を整え、それぞれがどんな仕事をしているか把握できる職場環境にしていく。
- (4) 職員の意識改革を図るためコンプライアンス研修への参加や、困った時には相談できる体制づくりを常に心がける。
- (5) 一人だけに同じ仕事を長期間任せきりにせず、複数でチェックする体制を整える。
- (6) 再発防止に係るマニュアルなどを作成することで、町としての方針を明確にするとともに、その方針を周知していく。

【業務の課題に対する改善検討】

ほとんどの職員が、誠実に職務に取り組んでいることがうかがえるが、決裁文書の管理や業務の細かい部分については、曖昧なまま業務を進めている職員も多

く、その点については以下のように改善を検討する必要がある。

- (1) 全ての職員には守秘義務があるが、情報の種別ごとに保管方法を検討し、情報漏えいの防止に努めること。
- (2) 決裁方法は、最近一部改善されているが更なる検討を継続的にしていく。
- (3) 入札情報などに関して、情報漏えいに関するリスクがあるため、できるだけ情報を把握する職員を限定する。
- (4) 公務の質を上げるために全職員を対象とした継続的な教育や研修の実施。
- (5) 長期間にわたり同一職員のみが入札担当者にならないようにする。
- (6) 特定の事業者から入札・契約に関する働きかけの排除や情報漏えい、入札談合のほう助につながるような行為が把握された場合の相談体制の確立が重要である。
- (7) 秘密情報などを含んだ重要な書類は、施錠ができる書庫等に保管することを徹底する。

2 職員アンケートの追加調査

前述の全職員を対象としたアンケート調査において、「談合に関わるよう誘いを受けたことがありますか」、「町と関係のある業者との飲み会、ゴルフ等に参加したことがありますか」の項目に「はい」と回答し、町と関わりのある業者と何らかの関係があったと思われる職員7名に対し、業者との関わりが不適切な事案であったのかを検証することを目的に聞き取り調査を行った。

○追加調査の聞き取り結果

■事案1

令和3年10月頃の工事で、指名競争入札にあたり「指名する業者を教えてください」と業者からメールがあった。またその業者から「こちらが提示する業者を入札に参加させてほしい」と依頼された。当該職員は談合にあたると思い、誘いには乗らなかった。その後は当該業者から連絡はない。また、この業者とはプライベートな付き合いはなく、親しくしていない。

■事案2

令和3年6月頃に同じゴルフ場の会員であった者から、一緒にまわらないかと誘われ、後日ゴルフのラウンドに参加した。参加当日、ゴルフ場で他に一緒にプレーするメンバーに町の関係業者が複数名参加していることが判明した。今回限りだと参加者に説明し、それ以降一緒にゴルフはしていない。プレー代金は自費であった。また、参加した業者に便宜を図ることはしておらず、関係性が変化することもなかった。

■事案3

コロナ禍前の令和2年度に町内団体との意見交換及び町への意見を聞く場として、団体から宴席への出席依頼があり、会費制により宴席へ出席した。業務上必要であることから町職員の立場で出席した。当該宴席に参加した業者に便宜を図ることはしておらず、関係性も変化していない。

■事案4

8年以上前に町内団体と親睦を深めるため球技大会が開かれ、参加し、その場で飲食を共にした。費用は課員で積み立てていた親睦費で支払った。それ以降開催されたとは聞いていない。また、別件で数年前に町と関係がある業者と懇親会を定期的で開催していた。4、5年前からは開催していない。代金は自費であった。会への参加により、便宜を図ったことは特になく、関係性が変化することもなかった。

■事案5

10年位前に町内団体と親睦を深めるため球技大会が開かれ、会に参加し、その場で飲食を共にした。球技大会が開催された経緯は分からない。特定の業者だけが参加したものでないこともあり、参加した業者に便宜を図っていない。また親しい付き合いもしていない。

1) 今後の関係業者との関わり方に対する考え

- ・談合を防ぐために、これまでどおり業者との付き合いは線引きをし、必要以上に親しくしないように努める必要があること。
- ・事件があったことに関わらず、特定の業者を優遇しないで公平公正に対応する必要があること。
- ・業者とは1対1で話をすることは避け、誤解を招く行動をしないこと。
- ・仕事とプライベートは分けて考え、一線を引いて業務にあたるようにしていくこと。
- ・具体策などマニュアルを示して、町全体で談合が起こらないように徹底していくこと。

<追加調査結果の考察>

町と関係のある業者などと何らかの関わりがあったと回答した職員に追加調査を行ったが、関わりを持ったことによる業者との関係性に不適切な事案は確認されなかった。

しかしながら、職員へ談合等の働きかけが直近で令和3年度にあったということは事実であり、日常業務を遂行する中で、不正行為が身近なところに存在し、知らない間にうっかり不正行為を行ってしまう可能性があることが明らかとなっ

た。職員の意識向上のため公務員倫理教育や、コンプライアンスの徹底につながる研修などを実施し、業務にあたる姿勢を今一度見直しを図っていく必要があると考えられる。令和4年度に元職員が逮捕された事案を風化させず、適正な業務執行に努めるため、二度と同様な事案が発生しないよう有効な対策を講じていくことが必要である。

3 企業アンケート調査

町発注工事を巡る談合事件を受けて事件の背景・要因をどう捉えているか、今後の企業が考える再発防止対策について、受注企業の率直な意見を得るため、町発注工事の受注企業に対しアンケート調査を実施した。

○実施概要

・実施期間

令和4年11月9日（水）～11月18日（金）

・調査方法

指定する調査票による書面回答（無記名方式）

・対象者数

町発注の工事に関し、過去5年間に土木、建築等の業種において落札実績のある応札企業41社

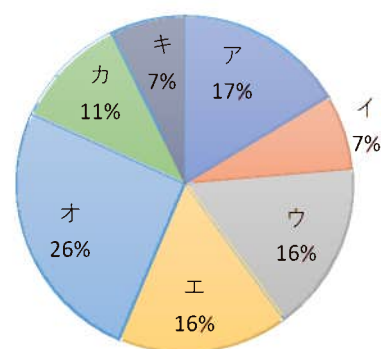
・回答者数

31社（回答率 76%）

○企業アンケート結果

1) 談合の背景・要因（複数回答可）

ア 業界の利益追求	17%
イ 地域経済の安定	7%
ウ モラルの低さ	16%
エ 官民の馴れ合い	16%
オ 入札制度の不備	26%
カ 不明・無回答	11%
キ その他：自由記述（下記記入）	7%

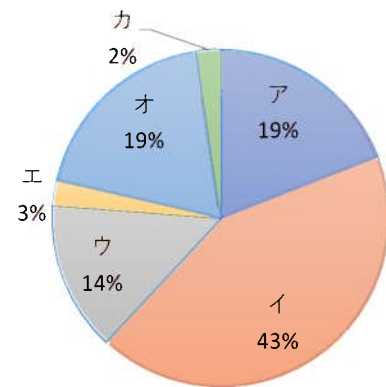


- ・基本的には、予定価格が非公表であったため。
- ・各業種の事業主で構成される団体等の中で、自分たちの利益を守ろうとする傾向がある。
- ・権力の行使。力の強い企業（会社の規模が大きい企業）が受注する工事に関して支配をしている。

2) 業界をとりまく背景・要因（複数回答可）

ア	公共事業への高い依存	19%
イ	公共事業減少による業績悪化	43%
ウ	競争の激化	14%
エ	事業者数、参入業者の少なさ	3%
オ	不明・無回答	19%
カ	その他：自由記述（下記記入）	2%

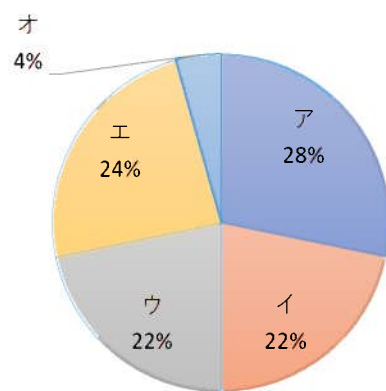
- ・設計単価が安すぎるため。



3) 談合への動機・目的

ア	受注規模確保・業界の共存共栄	28%
イ	過当競争回避・品質の確保	22%
ウ	地域経済・町内企業の保護	22%
エ	不明・無回答	24%
オ	その他：自由記述（下記記入）	4%

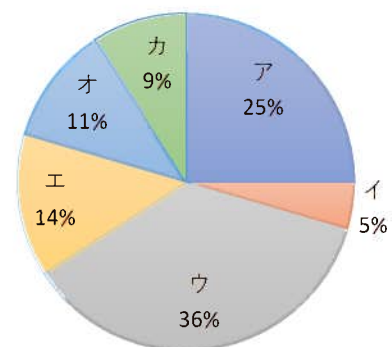
- ・一部の業者の営利目的。
- ・工事費の増額変更の高い壁がある。



4) 再発防止についての提案（複数回答可）

ア	入札制度の見直し	25%
イ	入札・契約に関する監視機能の強化	5%
ウ	官又は民のコンプライアンスの向上	36%
エ	ペナルティの強化等を図る	14%
オ	不明・無回答	11%
カ	その他：自由記述（下記記入）	9%

- ・指名競争入札でなく、一般競争入札にする。
- ・予定価格 + 最低制限価格を設けてほしい。
- ・各種団体の廃止がよいのではないか。
- ・官のコンプライアンスの向上を求む。



< 考 察 >

企業が考える談合等が発生する背景・要因及び効果的な対策は、以下のとおりであった。

■背景・要因

- ・入札制度の不備
- ・公共事業減少による業績悪化
- ・受注規模確保・業界の共存共栄
- ・過当競争回避
- ・地域経済・町内企業の保護
- ・官民の馴れ合い 等

■効果的な対策

- ・官民のコンプライアンス意識の向上
- ・入札制度の見直し
- ・ペナルティの強化等を図る 等

以上のことから、入札制度の不備が要因の一つと考える民間企業も多く、組織として制度の見直しを図ることが必要だと考えられる。

4 事件関係者への聞き取り調査

事件の原因を究明し、再発防止対策を検討するには、本事件の動機、背景を当事者である元職員と本件業者の社員から聞き取る必要があると判断し、令和4年12月6日、委員により聞き取り調査を行った。

聞き取りにより得られた情報（事件の背景・原因）は以下のとおりであった。

■元職員への聞き取り結果

(1) 職場体制の背景

- ・専門性を有する技術職員が少なくなっており、代わりとなる職員がおらず長期間同じ課に在籍する状況であった。

(2) 業者との関係性

- ・今回の官製談合事件の業者は、業界団体（養老町内の建設業を営む事業主で構成された団体）の代表であり、災害時等などの緊急の際にお願いすることがあり、信頼関係が構築された。
- ・他の業者とLINEなどの交換は行うことは無かったが、業界団体の代表である会社に対し緊急で連絡することがあり、電話で連絡がつかない場合に連絡手段としてLINE交換をする必要性があった。
- ・業者とのプライベートな付き合いは一切なかった。

(3) 職務に関して

- ・入札執行について、円滑に入札を進めるため、業者から設計書の仕様について問合せがあった場合に、業者が積算で困らないように口頭で回答したこともあり、業務に通じた職員として信頼関係が深まる状況があった。

(4) コンプライアンス

- ・公務員として経験を重ねるにつれて、コンプライアンス等に関する研修を受講する機会が減ってはいるものの、公務員としてやってはいけないことは十分理解し、分かっているつもりで職務にあたっていたが、認識が不十分であった。

■本件業者の社員への聞き取り結果

(1) 職場体制の背景

- ・会社からの指示により事業を受注するための手段として官製談合を行った。

(2) 職員との関係性

- ・所属する会社は業界団体の代表であり、災害時や日頃の緊急時などに町から頼りにされている状況があった。
- ・職員とのプライベートな付き合いは一切なかった。

(3) 職務に関して

- ・土木工事については民間の積算ソフトにより町が設計する価格は聞かなくても把握できたが、逮捕された事件は「解体工事」であり、積算ソフトで積算することはできなかった。積算のため下請け業者から見積もりを取ると業者によりバラつきがあり町の設計する価格を推測できなかった。会社の利益のためには予定価格のギリギリで受注したいという考えがあった。
- ・予定価格が公表されていれば、こうした事件にはならなかった。

(4) コンプライアンス

- ・公務員に対し謝礼として金銭や物品を贈ることは、問題であると認識しており、一切そういったことはやらなかった。

<聞き取り調査の考察>

【組織体制の改善】

同一の職員が同一の課の同一業務に長年携わることにより、専門の業務に精通し、スペシャリストとして活躍できる利点がある反面、職員1人に業務が任せきりになると、同じ部署の職員であってもその職員が何の業務をしているかわからず、課題や問題点が見えづらい状況となり、課題を早期発見することが困難であることから、課題解決に時間が要することが考えられる。こうした状況を踏まえ、専門性の高い業務であっても、定期的に人員配置を異動するなどして、業務における課題や問題点を早期発見し、対処できるような体制を構築していく必要がある。

【入札制度の改善】

令和4年度から実施している予定価格の公表は継続する。

入札制度は大きく分けて一般競争入札と指名競争入札の2種類であるが、町では、現在、町内業者の育成を目的として指名競争入札を主に実施されているところである。この指名競争入札において談合が排除できるような競争原理が働く実効性のあ

る仕組みに変えていく必要がある。また、競争原理が十分に発揮されると想定される一般競争入札についても実効性を考慮し、一定条件化での実施を検討していく必要がある。

IV 既に実施されている対策や取り組み

1 コンプライアンス研修等の開催

町では今回の事件を受けて、法令遵守、公務員としての倫理観や使命感の重要性を再認識するため、課長補佐・係長・係長心得を対象に令和4年7月29日に公正取引委員会から講師を招き「官製談合防止法等研修会」を実施し、69名の職員が参加。令和4年8月23日には管理職を対象に「コンプライアンス研修」を実施し、40名の職員が参加した。また、令和4年8月9日・10日には（公財）岐阜県市町村振興協会市町村研修センターが主催する「コンプライアンス研修」に主査9名が参加した。

こうした取り組みは、職員倫理やコンプライアンス意識を高めるためにも継続して進めていくことが望まれる。

2 予定価格の事前公表の導入

町では、令和3年度まで予定価格は非公表としてきたが、業者が職員に予定価格などを聞き出すなど業者から職員への接触等を防ぐため、令和4年4月1日より予定価格を公表することとした。

予定価格が5,000万円未満の工事は事前公表とし、5,000万円以上の工事は事後公表とすることとした。

V 再発防止策について

1 課題のまとめ

今回の事件の経緯を検証するとともに、入札・契約制度に係る改善等の再発防止策について検討を行った。

今回の事件が発生した要因は、公務員としての倫理意識の欠如のみならず、事件の発生を未然に防ぐ事ができなかった組織や業務体制に課題があったことが考えられる。事件発生の際の要因となる組織の課題として、以下の点が考えられる。

(1) 服務規律や公務員倫理に関する意識について

今回の事件の大きな原因は、事件を起こした職員の倫理意識の欠如と服務規律に関する認識不足であると考えられる。職員が入札情報を漏えいしたことは、全体の奉仕者たる公務員にとって、自らの立場を利用し特定の業者に便宜を図り、公平・公正を著しく損なわせ、町民に対して信用失墜させるものである。

これまでも、町では、職員に対し綱紀肅正等を通達し、服務規律の厳守について注意喚起を行ってきたが、職員の不正行為防止に関する啓発などが十分ではなかったと考えられる。

(2) 業務体制について

業者との関わり方については、個人所有の携帯電話を使用し業務連絡を行っていたことが確認できた。また組織内では情報共有が徹底されていなかったため、組織的な対応が不十分であり、業者からの働きかけ及び情報提供などの要求があった場合に対する適切な対応ができなかったことが事件を引き起こす要因の一つとなったものと考えられる。

(3) 入札関係書類の保管及びデータ等の取り扱いについて

入札に関する予定価格等が入った書類は、施錠のできるロッカーに厳重に保管されていた。また、工事の積算については積算システムの取り扱う職員ごとにパスワード等を設け担当職員以外には漏えいしないよう措置が講じられていた。

しかし、入札執行に関する決裁を受ける場合に、入札業務に携わらない職員にも起案文書が回議されていた。また、担当（起案者）から所属部署内で順次、係長、課長、部長への回議と担当課以外の連携する他課に合議し、それぞれの承認を受けるにあたり、該当職員が不在の際は机の上に置かれることがあり、誰でも情報を見ることができ、可能性があった。

職員一人一人が書類やデータの管理について、秘密情報を取り扱っているという意識を再認識し、書類の管理についてルールを定め、周知徹底を図る必要がある。

(4) 入札制度等について

今までの入札業務は、業者選定の公平・公正な選定等に主眼が置かれ、運用されてきたが、入札結果についての調査・検証する体制が整っていなかったと考えられる。現状では、民間業者の設計積算能力や積算システムの精度が向上したことにより、工種によっては、予定価格や最低制限価格と同額で積算することも可能な状況が生まれている。このため、入札価格が予定価格や低入札価格と近しい金額であっても、疑念を持つことなく民間業者の調査研究の努力の結果と捉え、低入札価格付近での落札に対しては内部的な工事内訳書の確認作業止まりで、談合など不正に関する調査・検証を行っておらず、監視体制が十分ではなかった。こうした状況が職員及び業者の不正の抑止につながらなかった。

(5) 指名競争入札について

本件業者の社員は、今回の事件となった入札では職員から予定価格などを聞き出し、参加業者に働きかけをしていたと裁判では供述している。このことは、指名競争入札の運用面で問題があったと考えられるため、入札・契約制度の運用方法について検討を要する。

2 再発防止策の提言

再発防止策としては、町民から信頼される職場や職員を目指すことが重要であり、組織を挙げて、職員一人一人の服務規律やコンプライアンス意識を向上させていくことが必要であると考え。それに加えて、個人の自助努力に依存するのではなく、入札制度を見直し、不正防止効果の高いシステムを構築していくことが必要であると考えことから、以下のような再発防止策を提言する。

今後とも再発防止対策について不断の見直しを行い、最善の方策を検討し取り組まれることを希望する。

(1) 服務規律の再確認とコンプライアンスの意識の醸成に努めること

職員の倫理意識の向上と服務規律の再確認、コンプライアンスの徹底が必要であることから、階級別により全職員を対象とした公務員としての倫理研修を実施すること。

- ・コンプライアンス研修（Eラーニング、研修成果を確認できるような実践的研修）
- ・不当要求等対応研修
- ・公正取引委員会などの第三者機関による研修

(2) 業務執行体制の見直しを検討すること

- ・業者に対し複数人での対応を行うこと（2人体制等）
- ・業者とのやりとり個人所有の携帯電話を使用することを原則禁止すること。個人のSNSなどを通じて業者とやりとりを行わないこと
- ・業務報告等の徹底を図ること（報告・連絡・相談）

(3) 入札に係る書類の取り扱いを徹底すること

入札における予定価格及び低入札価格等の秘密情報を取り扱うにあたり、書類等は施錠できる書庫等に保管し、他者が閲覧できないように契約担当が厳重に管理すること。また、以前から実施している措置を継続し、書類の管理体制を万全にすること。

(4) 入札制度の見直しを検討すること

今回の事件となった入札については、予定価格などを聞き出し、参加業者に働きかけをしていたとも裁判で供述していることから、業者から設計者への接触等を防ぐた

め令和4年度から実施している予定価格の事前公表を継続すること。また、罰則の強化を図るなど入札の指名停止に関する措置について定めた例規の見直しを検討すること。

養老町では工事の発注は指名競争入札が定着しているが、予定価格が5,000万円以上となる工事については、原則一般競争入札とする改善を行うこと。

情報漏えいリスクを最小限にとどめるため、予定価格や低入札価格の情報は、算出する契約担当職員、入札・契約担当課である総務課の契約係のみが取り扱うものとし、その他の職員が操作や閲覧ができないよう、情報セキュリティの確保を図ること。

(5) 入札の監視体制を強化すること

同じ業者が連続して入札金額を予定価格及び低入札価格と同額、又は近似価格にするなど不自然な入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し契約担当課職員による内訳書の精査、入札業者への聞き取り等の検証を行ったうえで、不正がないと認められた場合に落札者を決定すること。その他、不正行為があるなどの情報を把握した場合には速やかに入札・契約担当課である総務課に報告し、指名選考委員会等で審議するとともに関係機関と連携して事案の対処を行うこと。

適正な入札制度の構築を行うとともに、入札結果については監視の強化を図り、不正行為等の早期発見に努めること。

(6) 職場環境の改善を検討すること

事件の背景となった“事業者と密接な繋がり”を生まないよう、単独での折衝、個人所有の携帯電話の頻繁な使用などの改善がまず必要である。

併せて、機密情報の管理の徹底も重要であるため、個人情報など機密情報が含まれる重要書類は施錠された書庫等で保管すること、サーバーの共用フォルダの管理を厳格にすること、ファイルやフォルダのパスワード管理、離席する際の機密文書の収納やパソコン画面の非表示をまずは徹底をしていくこと。

また、職場内で相談体制、環境整備の構築が必須であることから、定期的な個人面談（人事評価、自己申告調査も含めた面談）の実施や、部課ごとの自主的な研修を行うなど、職場内連携の強化を図る取り組みを進めていくこと。

長年同一業務を担当することで、業者と長期的かつ親密な関係が生まれることが考えられるため、技術系の職員についても定期的な人事異動に努めること。

(7) 再発防止に向けた入札制度改善計画（案）と官製談合防止マニュアル（案）

本提言や各委員の意見を基に、別紙のとおり、入札制度改善計画（案）及び官製談合防止マニュアル（案）を作成した。職員にその内容を浸透させるために、全職員に配付し研修に活用するなど、実効性を高める運用を行い、契約事務の公正と事業の円滑な推進を確保するよう図っていただきたい。